

鳥取県告示第746号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成21年12月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

福地地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
八頭郡八頭町福地字寺土居404地先道路敷	1号
八頭郡八頭町福地字寺ノ下406-1地先道路敷	2号
八頭郡八頭町福地字寺ノ奥680	3号
八頭郡八頭町福地字寺土居400	4号
八頭郡八頭町福地字寺土居398-3地先水路敷	5号
八頭郡八頭町福地字奥ノ谷672	6号
八頭郡八頭町福地字奥ノ谷371	7号
八頭郡八頭町福地字奥ノ谷371	8号
八頭郡八頭町福地字寺土居384	9号